給与所得者等再生による再生手続開始

平成２８年（再ロ）第１７号

札幌市豊平区月寒東５条７丁目３番15―601号

再生債務者　小田中義幸

1　決定年月日時　平成29年１月16日午前11時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成29年２月６日まで

4　一般異議申述期間　平成29年２月20日から平成29年２月27日まで

札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（再ロ）第１８号

札幌市豊平区月寒東５条７丁目３番15―601号

再生債務者　小田中祐子

1　決定年月日時　平成29年１月16日午前11時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成29年２月６日まで

4　一般異議申述期間　平成29年２月20日から平成29年２月27日まで

札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（再ロ）第８号

静岡県駿東郡長泉町桜堤２丁目５番６号　サンフローコート201号

再生債務者　山下　典孝

1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成29年２月13日まで

4　一般異議申述期間　平成29年２月20日から平成29年３月６日まで

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２８年（再ロ）第３号

栃木県小山市南乙女２丁目16番地16　サンガーデン春日野Ａ棟102号室

再生債務者　岸田　　健

1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年１月５日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成29年２月６日まで

平成29年１月16日

宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（再ロ）第１号

神奈川県小田原市本町３丁目12番24―203号　ヴェルディーク小田原城址公園

再生債務者　山川　尚行

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年12月28日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成29年２月６日まで

平成29年１月16日

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成２８年（再ロ）第３８号

大阪府東大阪市稲田上町１丁目５番４―701号

再生債務者　村上　信一

1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年１月６日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成29年２月13日まで

平成29年１月16日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（再ロ）第１６号

京都府城陽市寺田東ノ口55番地の21

再生債務者　栗田　憲明

1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年１月13日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成29年２月17日まで

平成29年１月17日

京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２８年（再ロ）第１５号

福岡市博多区博多駅南３丁目２番10―903号

再生債務者　星野　　航

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年１月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年１月10日

福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（再ロ）第３５号

大阪府高槻市芝生町３丁目20番12号　メイプルコート102号

再生債務者　高松　正幸

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年１月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年１月13日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（再ロ）第１号

佐賀市北川副町大字光法931番地８

再生債務者　原田　和則

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年１月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年１月12日

佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（再ロ）第１２号

大阪府松原市東新町１丁目10番16号　（前住所）大阪市住吉区苅田８丁目２番13―205号

再生債務者　近藤　　宏

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年１月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年１月13日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２８年（再ロ）第５号

神奈川県高座郡寒川町倉見372番地８

再生債務者　柴田富士子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年１月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年１月16日

横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（再ロ）第５号

埼玉県新座市あたご２丁目５番35号

再生債務者　下野　　勝

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年12月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年１月17日

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２８年（再ロ）第１号

鹿児島県鹿児島市平之町12番41号（プラセル藤川502号）

再生債務者　南　　亮佑

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年１月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年１月16日

鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

平成２８年（再ロ）第４号

神奈川県秦野市平沢515番地の７

再生債務者　田中　正志

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年１月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年１月17日

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成２８年（再ロ）第２号

和歌山市南出島53番地８

再生債務者　丸井　紀仁

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年１月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年１月16日

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲はＺの権利義務全部を承継して存続しＺは解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年十一月十七日

掲載頁　六十四頁（号外第二五三号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年十一月十七日

掲載頁　六十四頁（号外第二五三号）

平成二十九年一月二十五日

北海道赤平市東文京町一丁目一番地

（甲）植栄商事株式会社

代表取締役　植村　正義

北海道赤平市東文京町一丁目一番地

（乙）北光興業株式会社

代表取締役　植村　正義